

# 鳥取砂丘ジュニアデュアスロン全国大会競技規則

## 総 則

大会当日の気象条件等により、大会の開催中止、安全確保のため距離の短縮及びコースの変更等を行う場合があります。

選手及び保護者等は、この大会競技規則を遵守するとともに、この規則に定めのない事項については、主催者（大会本部）の指示及び決定に従わなければなりません。

## 第1条 共通競技規則

### 1 個人的援助の禁止

競技中の競技者は、他の競技者やコーチ・観客・保護者等からの助力及び飲食物の援助等を受けることはできません。ただし、「大会主催者側のスタッフやボランティア」（以下「大会スタッフ」という。）などにより、競技を続けるための必要最小限の助力及び援助を受けることができます場合があります。

### 2 コースの把握と進路確保

コースは、標示及び大会スタッフなどにより指示されますが、競技者は事前のコース下見などによりコースをよく把握し、自ら確認しながら競技を行わなければなりません。

### 3 交通規則順守と安全の確保

競技中であっても交通規則を守ることは競技者の義務であり、また、大会スタッフの指示があった時でも、自ら安全を確認しながら競技を行わなければなりません。

### 4 コース離脱（コースアウト）と復帰及び逆走

設定された正規のコースを離脱したときは、離脱した地点に戻り競技を再開しなければなりません。また、事故の回避や怪我等など正当な理由があるとき以外は、コースの逆走やコース上での立ち止まる等の停滞を行ってははいけません。

### 5 危険行為、進路妨害の禁止

競技者は、他の競技者への危険行為・妨害行為をしてはいけません。また、優先コースの進路を妨害してはいけません。

### 6 競技の停止、中止及び失格

- (1) 競技者は、危険回避、体調保全、競技用具整備のため、競技を一時的に停止することができます。
- (2) 競技者は、競技の続行に不安があると感じたときは、自らの意志で競技を中止することができます。
- (3) 過度の疲労、競技力不足、事故などにより、競技を続行することに支障があると判断され、審判員及び大会スタッフから競技中止の指示を受けた場合は、競技を中止しなければなりません。
- (4) 競技者及び保護者等により、他の競技者への妨害行為や大会運営に支障となる不正行為等があった場合は、審判員及び大会スタッフは失格の宣言を行い、その時点で競技者は大会に参加又は競技を続行することができなくなります。（失格の宣言が競技終了後であった場合は、当該競技者の記録は取り消しとなります。）

### 7 競技中止（リタイア）と申告義務

競技開始前又は競技中に体調不良や怪我のため、やむ終えず競技を中止したときは、できるだけ早く大会本部に申告しなければなりません。（大会スタッフを通じての連絡でも可とします。）

### 8 制限時間

主催者が目安として定める制限時間内にゴールラインを通過できなかった時は、失格となり競技が中止される場合があります。ただし、運営上の問題がないと判断された時は、そのまま競技を続けることが許可されますが、記録の計測は実施されないことがあります。

各カテゴリーごとの制限時間（目安時間です。）は次のとおりです。

カテゴリー1及びカテゴリー2 制限時間 スタート後30分

カテゴリー3及びカテゴリー4 制限時間 スタート後40分

カテゴリー5及びカテゴリー6 制限時間 スタート後50分

### 9 時間厳守

選手は、選手受付・集合・スタートなどの時間を厳守しなければなりません。

ただし、やむ終えない理由で時間に遅れて集合することが予想され、事前に大会本部に連絡があったときは、理由の正当性を判断したうえで、運営上の対応ができる場合に限り、競技に参加することを認めます。

### 10 競技ウェアとレースナンバー（ゼッケン）

- (1) 競技ウェアは安全で動きやすく、また、デュアスロン競技にふさわしいものでなければなりません。
- (2) レースナンバーは、競技ウェアの正面（胸）側1枚及び背面（背中）側1枚の合計2枚を確実に留めてください。  
また、レースナンバー及びその全面がはっきりと見えるよう、四隅を安全ピン又は縫いつけで確実に留めてください。（競技中に、めくれなどによりレースナンバーが見えにくい場合は、審判員及び大会スタッフが競技を一旦停止させ、修正する場合があります。）
- (3) レースナンバーベルトを使用する場合も同様に、身体の前面側1枚及び背面側1枚の合計2枚を確実に留めてください。（レースナンバーベルトを使用した場合は、競技ウェアに直接留め付けたものに比べ、周回チェック時の周回チェックマークの記入に時間がかかることがあります。）
- (4) レースナンバー類は、折りたたんだり切り取ったりすることで、大会スポンサー名を隠したり、小さく

して取り付けてはいけません。必ず支給された状態のまま使用しなければなりません。

(5) 審判員及び大会スタッフが取り付けについて修正を指示した場合は、それに従わなければなりません。

#### 11 抗議及び異議申し立て

抗議及び異議申し立ては、下記について競技者本人または保護者等が大会本部に書面を提出する事により行い、その抗議内容は大会本部で審議されます。

- (1) 大会全般について (競技開始24時間以前)
- (2) 他競技者の違反・危険行為について (抗議者のフィニッシュ後60分以内)
- (3) 他競技者の用具について (抗議者のフィニッシュ後60分以内)
- (4) 競技記録・記録計時について (最初の記録結果が提示されてから30分以内)

### 第2条 ラン(第1ラン及び第2ラン共通)競技規則

#### 1 競技要領

- (1) 競技はキープレフト(左側走行)の走行を原則とし、追い越す場合は必ず右側から追い越します。
- (2) 危険を避けるため、または体調を整えるための徐行・歩行・停止を認めます。
- (3) 周回チェック及び折り返し地点でのチェックは、確実に受けなければなりません。

#### 2 フィニッシュ(ゴール)(第2ランのみ)

- (1) 競技者はフィニッシュ後に、再度コースに入ることや、再度フィニッシュすることはできません。
- (2) 保護者等が同伴してのフィニッシュは、原則として認めません。

### 第3条 バイク競技規則

#### 1 競技用バイクとヘルメット

- (1) バイクはマウンテンバイクに限定します。(別紙「レース用バイクについて」の記載のとおり。)
- (2) ヘルメットはバイク用(自転車用)ヘルメットを確実に装着し、バイクを取り扱っている間は常に装着していなければなりません。

#### 2 検車(バイクとヘルメット)

事前に自転車店による点検(大会専用チェック用紙を配布)を受け、大会前日の車検時に点検票を提出後、大会スタッフによる再点検を受けてください。

ただし、大会スタッフによる整備は、原則として実施しません。

#### 3 競技要領

- (1) 競技はキープレフト(左側走行)の走行を原則とし、追い越す場合は必ず右側から追い越します。
- (2) 追い越される競技者は、進路を妨げたり、その時だけスピードを上げるなどの行為をしてはいけません。
- (3) 他の競技者との集団走行や併走をてはいけません。
- (4) 急坂あるいは故障などにより乗車がむずかしいときは、降車し、押す、担ぐなどの方法で競技を続けることができます。また、大会スタッフにより競技続行のための最低限の助力を行うことがあります。
- (5) コースの逆走はいかなる場合も禁止です。もしも、落とした用具などを拾う場合は、安全を確認して降車した後、自転車を安全な場所に停車させてから拾って下さい。

### 第4条 トランジション規則(トランジションエリアとはバイクを置くスペースのことです)

#### 1 トランジションエリア

- (1) 競技者は、指定されたエリア内にバイク等の競技用具を設置し、競技中はそこで着替えなどを行います。他の競技者のエリア内に入ることは出来ません。
- (2) エリア内でのバイクの乗車は禁止です。

#### 2 出入りの制限

- (1) 大会中は、大会スタッフの許可がなければ選手及保護者等はエリア内に入出入りすることはできません。
- (2) 競技者のけが及び緊急時は、保護者等の立入を認める場合があります。
- (3) 競技中は、競技者及び大会スタッフのみ出入りすることができます。

### 第5条 ボランティア

選手全員が楽しく安全に競技を行い、素晴らしい1日を過ごすために、本大会には多くのボランティアの皆さんが集まりいろいろな場所で協力して下さっています。ボランティアの協力がなければ大会を開催し運営することはできません。選手、保護者等及び大会関係者は、ボランティアの方々には感謝の心を持って接して下さい。

### 第6条 健康管理等

#### 1 健康管理

競技者のレース前後の体調については、本人及び保護者等が責任を持って管理してください。レース前日は緊張をほぐして早めの睡眠を心がけ、十分な休養が取れるようにしてください。当日の朝食は、消化の良い食事をしっかり食べて十分な栄養とエネルギーを摂取してください。(レース前の食事は、軽めのものを2時間以上前にすませることを奨励します。)

#### 2 お願い

保護者はレース後、レースの結果の良し悪しによらず、がんばった選手を思いっきり褒めてあげることを忘れないでいてください。

### 附 則

この大会競技規則に定めのない事項は、大会主催者が協議のうえ決定及び指示します。競技者は主催者の決定及び指示に従わなければなりません。